

甲州市立小・中学校指定校変更及び区域外就学に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第8条に規定する指定校の変更及び第9条に規定する区域外就学について、甲州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が許可する際の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(許可基準)

第2条 教育委員会が指定校の変更及び区域外就学を許可する際の基準は、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 学齢児童又は学齢生徒について、指定校の変更及び区域外就学をさせようとする保護者は、就学指定校変更願（様式第1号）又は区域外就学願（様式第2号）に必要書類を添付して、教育委員会へ提出しなければならない。

(許可)

第4条 教育委員会は、前項の申請があったときは、当該申請について審査し、第2条の許可基準のいずれかに該当しかつ教育上適切と認められたときは、指定校の変更等を許可することができる。

(許可の取り消し)

第5条 教育委員会は、前条の許可を受けた保護者が、次に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合は、許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により許可を受けていることが判明した場合
- (2) 申請事由が変更又は解消したと認められる場合
- (3) その他の理由により教育委員会が許可の取り消しを必要と認めた場合

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年10月27日から適用する
- 1 この要領は、令和4年12月22日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要領は施行の日の前日までに、許可を受けた指定校の変更及び区域外就学については、それぞれこの要領の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

指定校変更の許可基準

理 由	要 件	就学する学校	期 間	添付書類等
市内間転居	市内間で他の校区へ転居する場合	通学中の学校	卒業まで	—
	小学校在学中に転居により指定校変更の許可を受け、中学校入学時に引き続き前住所地の指定中学校へ進学を希望する場合	前住所地の指定中学校		
転居予定	住居の建替え等により一時的に転居する場合	通学中の学校	建替え終了まで	建築契約書、賃貸借契約書など
	住居の新築等で、近日常の転居が確実な場合	転居予定先の校区の学校	転居日まで	
留守家庭	下校後、家庭に保護者がいない場合	親の勤務地、祖父母の家、学童保育のある校区の学校	小学校卒業まで	両親の勤務地を証明する書類 下校先の住所がわかる書類
特別支援学級	指定校に特別支援学級がない場合	家から近い特別支援学級のある学校	卒業まで	—
身体的な理由	身体虚弱等により通院治療を要する場合で、通院通学に便利な学校に通学する場合	通学可能な学校	理由解消まで	医師の診断書
希望校に兄姉が在学中	兄姉が指定校変更の許可を受けている場合	希望する学校	卒業まで	—
教育的配慮	いじめや不登校により、指定校への通学が困難な場合	希望する学校	卒業まで	在学中の場合は校長の意見書
部活動等	指定校の中学校に希望する部活動がない場合	希望する中学校	卒業まで	校長の意見書
特殊事情	教育上やむを得ない事情がある場合	希望する学校	理由解消まで	理由書
中学校統合	中学校統合時の転校に不安がある場合	希望する学校	卒業まで	—

区域外就学許可基準

理 由	要 件	就学する学校	期 間	添付書類等
学年途中の転出	隣接する市町村へ学年の途中に転出する場合	通学中の学校	当該の学期末又は学年末まで	—
特別支援学級	特別支援学級に在学し、転出した市町村に該当するに特別支援学級がない場合	家から近い特別支援学級のある学校	卒業まで	—
転入予定	隣接する市町村に在住し、住居の新築やアパートの入居等で近日中の転入が確実である場合	転入予定先の校区の学校	転入日まで	建築契約書、賃貸借契約書など
希望校に兄弟が在学中	兄弟が指定校変更の許可を受けている場合	希望する学校	卒業まで	—
教育的配慮	いじめや不登校により、指定校への通学が困難な場合	希望する学校	卒業まで	在学中の場合は校長の意見書
部活動等	居住地の市町村の中学校に希望する部活動がない場合	希望する中学校	卒業まで	校長の意見書
特殊事情	教育上やむを得ない事情がある場合	希望する学校	理由解消まで	理由書